

報道機関各位

令和6年10月16日

【照会先】

熊本労働局

労働基準部 賃金室

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和6年度熊本県特定（産業別）最低賃金の改正答申について 熊本地方最低賃金審議会

1. 熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田賀世）は、本年8月21日（水）熊本労働局長（金成真一）から二つの産業にかかる特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問を受け、熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、本日、熊本労働局長に対し次のとおり答申を行いました。

○ **熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金**

時間額940円を56円引上げ、**時間額996円**とする。

○ **熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金**

時間額965円を54円引上げ、**時間額1,019円**とする。

2. この答申を受けて熊本労働局長は、本年12月15日からの効力発生（予定）に向けて、答申の内容についての異議申出などの所要の進めを進めてまいります。
これらの熊本県特定（産業別）最低賃金は、対象産業で働く労働者（適用除外を除く。）に適用されます。

写

熊賃審発第20号
令和6年10月16日

熊本労働局長
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用
機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け熊労発基0821第1号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

写

別紙

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,019円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月15日

写

熊賃審発第21号
令和6年10月16日

熊本労働局長
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け熊労発基0821第1号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結
論に達したので答申する。

写

別紙

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。）
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 996円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月15日

熊本県の特定（産業別）最低賃金額の推移

○熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
平成28年	759円	21円	2.85%
平成29年	782円	23円	3.03%
平成30年	807円	25円	3.20%
令和元年	832円	25円	3.10%
令和2年	836円	4円	0.48%
令和3年	863円	27円	3.23%
令和4年	896円	33円	3.82%
令和5年	940円	44円	4.91%
令和6年	996円(注1)	56円	5.96%

（注1）最低賃金法第6条により、令和6年10月5日から発行予定日の前日である令和6年12月14日まで、熊本県最低賃金の時間額952円が適用されています。

○熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
平成28年	808円	21円	2.67%
平成29年	832円	24円	2.97%
平成30年	858円	26円	3.13%
令和元年	884円	26円	3.03%
令和2年	888円	4円	0.45%
令和3年	902円	14円	1.58%
令和4年	931円	29円	3.22%
令和5年	965円	34円	3.65%
令和6年	1,019円	54円	5.60%

○百貨店，総合スーパー最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
平成28年	712円	-	-
平成29年	740円	28円	3.93%
平成30年	765円	25円	3.38%
令和元年	792円	27円	3.53%
令和2年	796円	4円	0.51%
令和3年	796円	-	-
令和4年	855円	59円	7.41%
令和5年	855円	-	-
令和6年	855円(注2)	-	-

（注2）最低賃金法第6条により、令和6年10月5日から熊本県最低賃金の時間額952円が適用されています。